

令和6年度 いなべ市結婚新生活支援事業 Q&A

対象者について

Q1 対象者の年齢について、いつ時点での年齢をさしますか？

A1 「戸籍謄本に記載されている婚姻日」時点での満年齢となります。

Q2 売買（賃貸借）契約した住宅の住所に引越が終わっていないが、補助金の対象になりますか？

A2 対象になりません。申請時点において、新住所地に住民票登録が必要ですので、補助金申請するまでに転入（転居）届を提出し、住所を異動させてください。

Q3 夫の実家に転入してきたが、補助金の対象になりますか？

A3 引越し費用があれば対象になります。

Q4 対象期間の夫婦の所得を合算すると、500万円を超えるが、補助金の対象になりますか？

A4 対象になりません。対象となる期間の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である場合は補助対象になります。ただし、貸与型奨学金を返済されている場合は、対象となることもあります。

Q5 再婚した夫婦も補助の対象になりますか？

A5 対象になります。ただし、夫婦のいずれかまたは両方が、過去にこの補助の趣旨と同一の補助金の交付を受けたことがある場合は、対象になりません。

対象となる費用について

Q6 どのような費用が対象になりますか？

A6 婚姻に伴い必要となった、以下の3点の費用が対象となります。

①住居費

新規の住宅取得費用又は新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費および仲介手数料

※雇用主から住宅手当が支給されている場合、また他の公的制度による家賃補助を受けている場合は、相当する費用を除く。

②リフォームに要した費用

※ただし、以下の費用は対象外

倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び家電購入に係る費用

③引越し費用

引越し業者または運送業者に支払った費用

※家族や知人で引越しした場合の謝礼等の費用は、対象となりません。

Q7 どの期間に支払った費用が対象になりますか？

A7 令和6年4月1日から補助金の交付申請日までに支払った費用が対象になります。これから支払う予定の費用は対象になりません。

Q8 対象にならない費用はありますか？

A8 土地の購入費、保険料、駐車場代、光熱水費、設備購入費、業者以外に依頼した引越の謝礼等は補助金の対象になりません。

Q9 引越しに要した費用について、勤務先から赴任手当での支給がありましたが、その場合の取り扱いはどうなりますか？

A9 引越し費用を補填する目的で支給される手当であれば、引越し費用からその手当を差し引いた額で申請してください。

Q10 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費または住宅賃貸費は補助対象になりますか？

A10 対象になりません。

Q11 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？

A11 入居にあたって支払った引越し費用と住居費は、同居開始以後の費用に限り対象になります。同居開始日については住民票により転居が確認できる日となります。

Q12 支給期間内に複数回の引越しをした場合、2回目以降の引越しに係る費用も対象になりますか？

A12 対象になりません。補助対象となるのは初回のみです。

申請の流れ

Q13 新規に婚姻したことを何で確認しますか？

A13 戸籍謄本や婚姻証明書等の婚姻の日及び夫婦の生年月日が確認できる書類を申請時に添付していただきます。(夫婦の双方の住民票の住所が住宅の住所となっていることが必要です。)

Q14 所得は何で確認しますか？

A14 申請の時点で発行できる最新年度の所得証明書により確認します。

該当年度の所得証明書がいなべ市で発行できる場合は添付不要ですが、いなべ市以外の市町村で発行する場合は所得証明書の添付が必要です。

Q15 補助金の申請に必要な書類はなんですか？

A15 条件により必要な書類が異なります。

申請書や以下を参考に、添付書類の漏れがないよう注意してください。

【共通書類】

- 補助金交付申請書
- 婚姻届受理証明書 又は 婚姻後の戸籍謄本
- 夫婦2人分の所得証明書(令和6年度分)
※令和6年1月1日にいなべ市に住所があった場合は必要ありません。
※令和6年5月31日までに申請いただく場合は令和5年度の証明で構いません。
- 申請者の口座がわかるもの(通帳やキャッシュカード)
- 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類(奨学金を返済している方のみ)

【住居を取得した場合】

- 売買契約書
- 取得費用の領収書

【リフォームをした場合】

- 工事請負契約書
- リフォーム費用の領収書

【住居を賃貸借した場合】

- 賃貸借契約書
- 家賃等を支払ったことがわかるもの(領収書、口座引き落としの場合は通帳、クレジットカード払いの場合はクレジットカードの明細書と通帳)及び支払った額の内訳が分かるもの
- 住宅手当支給証明書(手当の有無に係らず必要)

【引越し費用の場合】

- 引越し費用がわかる領収書

※その他申請時の状況により、別途書類が必要となる場合があります。

<ご不明点は、下記までお問い合わせください>

いなべ市役所 健康こども部 こども政策課
TEL:0594-86-7821 FAX:0594-86-7864